

助成額（助成限度額・加算額・試算例）

1. 助成額

助成額は助成対象経費（税抜工事金額）に助成率を乗じた額とする。
ただし、算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

	助成率	助成限度額
既存店舗改装・改修事業	3分の1以内	70万円（令和4年度に限る）
空き店舗等改装・改修事業	3分の1以内	70万円（令和4年度に限る）
空き店舗等家賃助成事業	2分の1以内	月額5万円を限度とし、6ヶ月以内とする。

2. 加算額

加算額は既存店舗改装・改修事業において、助成対象経費に営業年数に応じた加算率を乗じた額とし、助成額に加算することが出来る。
ただし、算出した加算額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。上限額は30万円とする。

営業年数	加算率（工事金額に乘じる）
5年以上から10年未満まで	5%
10年以上から15年未満まで	10%
15年以上から20年未満まで	15%
20年以上	20%

1. 営業年数は申請時における年数とし1年に満たない月は切り捨てる。
- 2.

<助成額試算例>

例：海老名市内で25年営業の小売店、看板改修、店内改修、トイレ様式化
助成対象金額（税抜見積り）105万円の場合。

助成額：1,050,000 / 3 = 350,000円・・・①

加算額：1,050,000 X 0.2 = 210,000円・・・②

合計助成額①+②=560,000円

が助成されます。